

駅 通 情 報

第15号

時 評

題目、「つがる古文書こぼれ話」という標題の著書を見た。

私は、かねて津軽地方独特の歴史研究に興味を持っていて、発表されるつど読んでいたので、この図書も有難く頂戴した。

同地方で発表されたこれまでの研究史の中には、昔話の域を出ない真のおけない内容のものもあるが、おおむね津軽地方でなければ発生しないであろう独特の地域性が滲んでいるものが多く、興味深く読ませてもらっている。

詳しく書くスペースはないが、古くは、「東日流外三郡誌」また、それに反論する「だまされるな東北人」といった、他地方には見られない地域性から生まれた問題の研究結果が次々と発表されている。問題の内容は別にして、同地方でないと生れないであろう問題である。またそれは、津軽海峡を隔てて一衣帯水の北海道にも一脈相通するものもあって、興味をそそられる問題が多い。

さて、話題はそれだが、この「つがる古文書……」は、幕藩時代津軽藩施政下の、「一般庶民の生活・藩政施行

上に発生した事件・年間行事」等を藩の出陣による日記から拾って収録したものである。中には、古文書の誤訳と思われるものも一部にあるが、津軽地方の特徴的エピソードが随所に取り上げられていて、一気に読了させられた。

蛇足になるが、その記事の中で北海道と関係の深いものを拾ってみると、文化四年、斜里が津軽藩の警備地になったさい、駐とん中の藩士多数が死亡した経緯、維新時、函館戦争により府知事が一時青森へ避難したさいの状況、幕末、異国船が次々来訪したときの地元の対応等が、いずれも津軽通例から見た状況が記述されている。しかし、関係の深いはずの北海道とのかかわりに関する記述は意外に少ない。

目 次

一 時 評	1
二 南津太の駅通(四)	2
三 明治初期における駅通 諸経費の収支状況(五)	4
四 史料寄贈お礼	6

南樺太の駅通 (四)

日本領として再開後の駅通

前出のとおり樺太は、明治八年三月の樺太久里留交換条約の締結によって日本の手を離れた。それによって駅通制度も中断していたが、明治三十八年九月、日露戦争の勝利によって北緯五十度以南を復領し、駅通制度も復活して再び日本が運営することとなった。

本号は、再開後の駅通制度を取り上げたものである。

四 駅通制度復活による駅通所の配置

「南樺太(一九九四年九月刊)によると、南樺太所在の駅通は、明治三十八(一九〇五)年五月、「大泊・豊原」間に開設したのを最初とする。とある。ところが、日露戦争終結によるポーツマス条約の締結は同年九月であるのに、大泊・豊原間の駅通開設は、それより四か月も早い五月としている。これはなぜであろう。戦争終結により、条約締結を見越して駅通の開設を行ったものであるうか。開設年月は間違いでなさそうであるが、やや疑問が残る。

なお、明治八年三月までは、前述のとおり駅通会所と称していたが、再開後は、北海道と同様駅通所と称することにしたようである。

以下、年度別に設置状況を記載するが、取扱人民名は明らかにしたものは見当たらない。

○ 設置年月別駅通会所開設状況

(南樺太誌ほか他の資料を参考にして作成した)

(一) 明治三十八年(二か所)

開設年月	名称	住所	廃止年月	備考
五、一一	豊原	豊原市	明治四五、七、一八	
同	大谷	落合町	昭和六、一一、一五	

(二) 明治三十九年(七か所)

二、一六	豊美内	富内村	昭和六、一一、二五	
二、二六	下江ノ浦	留多加村	昭和六、一一、一五	
一、一三	滝ノ沢	豊原市	昭和一五、九、一四	
一、一〇	真岡	真岡町	明治四九、七、一八	
一、二三	逢坂	清水村	昭和六、一一、一五	
同	清水	清水村	昭和六、一一、一五	
同	大曲	清水村	昭和四四、三、八	

(三) 明治四十年(二六か所)

三、一九	雄吹泊	深海村	大正三、	
三、二〇	女麗泊	深海村	昭和六、一一、一五	
同	礼文別	長浜村	大正四、二、二〇	
一、二	長浜	長浜村	明治四三、一〇、二七	
一、二	小沼	豊北村	不明	
一、一七	深雪	豊北村	昭和六、一一、一五	
一〇、二六	蘭泊	蘭泊村	不明	
一一、一七	柏浜	栄浜村	大正三、	
九、二八	小田寒	栄浜村	昭和六、一一、一五	
同	東白浦	白蓬村	大正一〇、八、九	

(四) 明治四十一年(一〇か所)

一〇、二六	小籠登呂村	小籠登呂村	大正三
一、一八	野田寒	野田村	大正元
八、三一	馬郡澤	帆寄村	昭和六、一、二、一五
一一、一	東知取	知取町	大正二、三、八、二〇
同	新間	泊岸村	昭和六、一、二、一五
八、二二	敷香	敷香村	不明

(五) 明治四十二年(二五か所)

一〇、	番	内	惠須取町	明治四三
七、一八	中	野	清水村	昭和六、一、二、一五
七、二九	本	斗	本斗町	不明
八、二六	多	蘭	泊地村	昭和六、一、二、一五
九	轟	白	蓬村	昭和五、九、一四
一〇、	糸	音	塔路町	昭和七、七、三
一一、一六	萌	菱	珍内町	昭和六、一、二、一五
	泊	居	泊居村	大正二、
	道	手	泊居村	明治四三、
	二、一五	有	郎野田村	昭和七、七、三
	二、二一	和	川榮浜村	昭和四、三、二七
	二、二二	落	合落合町	明治四四、四、一〇
	二、二	中	沢豊原市	昭和五、一、二、二
	九、七	内	観内観町	昭和六、一、二、一五
	富	内	富内村	明治四三
	荒	栗	長浜村	明治四五
	白	石	長浜村	不明

(六) 明治四十二年(一九か所)

一〇、一〇	来知志	珍内町	昭和六、一、二、一五
八、一五	吉丹	鶴城村	昭和五、五、一二
一〇、一六	鶴城	鶴城村	昭和六、九、三〇
一〇、二〇	近	帆寄村	不明
六、一	惠須取	惠須取町	昭和六、一、二、一五
同	名	好名寄町	不明
七、八	西	櫻丹	昭和七、七、三
六、九	安	別西	昭和六、一、二、一五

一〇、一	遠	遠	遠	大正四、九、二〇
九、三〇	万	別	知床村	昭和六、一、二、一五
六、一八	札	塔	知床村	昭和六、一、二、一五
一、二〇	替	別	知床村	昭和七、七、三
一、一七	雨	竜	三郷村	昭和六、一、二、一五
六、一五	間	串	能登呂村	不明
同	大	吹	能登呂村	昭和一六、
五、二五	来	泊	能登呂村	大正二、五、一六
六、一	西	能	能登呂村	終戦により廃置
五、二九	武	意	泊好仁村	昭和六、一、二、一五
二、一	春	日	豊原市	昭和六、一、二、一五
一〇、二四	元	泊	元泊村	大正二、
一、二七	愛	博	知取町	不明
一一、二七	大	鶴	知取町	昭和一、四、一
二、二八	沢	内	西	昭和九、五、二三
四、一二	内	路	内	昭和六、一、二、一五

(七) 明治四十二年(二五か所)

一〇、	番	内	惠須取町	明治四三
七、一八	中	野	清水村	昭和六、一、二、一五
七、二九	本	斗	本斗町	不明
八、二六	多	蘭	泊地村	昭和六、一、二、一五
九	轟	白	蓬村	昭和五、九、一四
一〇、	糸	音	塔路町	昭和七、七、三
一一、一六	萌	菱	珍内町	昭和六、一、二、一五

(八) 明治四十二年(二五か所)

一〇、	番	内	惠須取町	明治四三
七、一八	中	野	清水村	昭和六、一、二、一五
七、二九	本	斗	本斗町	不明
八、二六	多	蘭	泊地村	昭和六、一、二、一五
九	轟	白	蓬村	昭和五、九、一四
一〇、	糸	音	塔路町	昭和七、七、三
一一、一六	萌	菱	珍内町	昭和六、一、二、一五

とある。これに対し、明治九年市令録によると、次のとおり記載されている。

一	金六百円	是ハ老々々年駅通所諸経費
		御手当金如此
		藤 路 駅
		(実費) 従前
一	駅通所御手当老々々年金百円	
一	同所取扱月給六円	
	合金 百七拾貳円	
		更正

右、藤路駅は明治八年七月に開駅したものであるが、市令録によるとこの年、取扱人手当月六円、諸経費として一時金一〇〇円合計一七二円が支給されている。

事業報告によると、明治十一年には、年額五〇円に減額したとあるに、経費の欄では一九五円に増額になっている。この点、資料が欠落している。

そのころの駅通経費は、各駅通所とも年を追って減額されている時期であり、この点、当駅通所も同様で、開拓使が廃止される直前の明治十五年には二〇円と、急激に減額されている。

3 石狩駅通所

ア 「事業報告」によると、次のとおり記載されている。

○ 沿革

(ア) 嘉永六年七月漁場受負人村山伝次郎自費設置本陣ト称シ駅務ヲ取扱フ時漁収税金幾分ヲ手当トス

(イ) 明治六年五月駅通所ト改称従前ノ手当ヲ廃シ更ニ年金四拾円及区入費ノ内ヨリ材料金八拾円ヲ給ス

(ウ) 九年五月焼失、取扱人山田基義屋ヲ以テ仮駅通所トシ手当年金百四拾円ヲ給ス十月年金百三拾円ニ改ム

(エ) 十年材料ヲ廃ス

○ 経費

福馬八匹

六年	七年	八年	九年	十年	十一年
四〇円	四〇円	四〇円	四〇円	四〇円	一三〇円
十二年	十三年	十四年	十五年	合計	
一三〇円	一三〇円	一三〇円	二〇円	七四〇円	

とある。これに対し、明治九年市令録によると、次のとおり記載されている。

一金百五拾円

同上

石狩 駅

(朱) 従前

一 駅通所御手当 七ヶ年 金百四拾円

更正

一金百式拾円

当駅通所は、もともと上部機関から経費の支給を受けず、自衛いで経営してきた。拙著「駅通史の研究」に詳述したとおり、江戸時代には、場所請負人の請負い条件の一つとして駅通の運営が義務付けられていたが当所も同様で、右、事業報告に見られるとおり、特に、駅通運営の経費の一部として、藩へ上納する駐歳収税金の一部を削いで運営費に当てることを許されていた。

また、開拓使下においては、明治六年五月の駅制改正によって、駅通経費として四〇円と林料の名目で八〇円、計一二〇円が支給されていた。事業報告の経費欄には林料は掲げられておらず、駅経費四〇円のみが、明治十年まで支給されたとしている。

なお、林料とは、備馬の飼料(かいば料)のことである。当所では、当時駅馬が八頭飼育されていたから、その飼料として支給されていたものである。

布令録によると、明治九年の改正のさいには、この林料は廃止になって駅通所の経費として従前一四〇円であったものが一二〇円に減額されたとしている。この点、事業報告に記載の経費とは符号しない。

(以下次号へ)

○ 寄贈史料お礼

厚岸尾籠百年史	厚岸町	池田 敬治氏
菅江真澄から学ぶ	札幌市	堺 比呂志氏
つがる古文書こぼれ話	札幌市	堺 比呂志氏
四國豊川村庄屋「土居家」	東京都	大崎 博氏

発行年月日 平成十一年九月三十日

頒布 無料

発行者 札幌市南区川沿西条五丁目 三の一

史学研究会 主宰 宇川 隆 雄

TEL 011-571-3802